

安全管理規程

株式会社 東横インバス

安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車輸送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（「Plan Do Check Act.」）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (3) 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(代表取締役等の責務)

第7条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 代表取締役は、次ぎに掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための社内統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送法事業規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次ぎに掲げる責務を有する。

- (1)) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点、施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全確保に関する報告連絡体制を策定し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時内部調査を行い、代表取締役に報告すること。
- (6) 代表取締役等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べることができる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全確保をするため、社員に対して必要な教育並びに研修を行うこと。
- (10) その他、輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 代表取締役は、輸送の安全に関する情報の共有及び伝達に関し、社員間の意見交換等により双方向の意思疎通を十分図り、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。

- 2 代表取締役は、情報を伝達した社員に対しマイナス評価は行わない。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず直ちに関係者に伝え適切な対策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者並びに代表取締役に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項が十分機能し、事故、災害等が発生した場合の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するために、必要となる人材育成のための教育及び研修に関し、具体的な計画を策定し着実に実施する。

- 2 教育及び研修については、点呼時等の機会を利用し、コミュニケーションを十分とり、意思疎通を図るとともに、乗務員の特性や運行実態等、また、乗務員からの安全対策等の提案を踏まえた教育及び研修を行うよう留意する。

(輸送の安全に関する内部調査及び業務の改善)

第15条 安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年一回以上輸送の安全に関する内部調査を実施する。また、重大事故並びに災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他、必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部調査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の調査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに代表取締役に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 3 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第16条 代表取締役は、次ぎに掲げる事項について、本社営業所又は車両内に掲示等により、毎年度、外部に対し、公表しなければならない。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 安全管理規程

- 2 代表取締役は、事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通大臣に報告した場合には、速やかに外部に対し公表しなければならない。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 代表取締役は、業務の実態に応じ、定期的に適時適切に見直しを行う。

- 2 代表取締役は、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策及び調査結果、その他輸送の安全に関する情報の記録について、適切に管理及び保存する。

附則 本規程は平成25年10月25日制定、平成25年11月1日から実施する。